

環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業実施要領

	平成 18 年 9 月 1 日
	8 林 第 356 号
	農林水産部長通知
一部改正	平成 18 年 11 月 8 日
	8 林 第 498 号
一部改正	平成 19 年 8 月 1 日
	9 林 第 417 号
一部改正	平成 22 年 10 月 22 日
	2 林 第 394 号
一部改正	平成 25 年 11 月 1 日
	5 林 第 606 号
一部改正	平成 27 年 4 月 21 日
	7 林 第 240 号
一部改正	平成 27 年 12 月 28 日
	7 林 第 725 号
最終改正	平成 28 年 8 月 23 日
	8 林 第 486 号

(趣旨)

第1 この実施要領は、環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業を円滑に実施するため、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号。以下「規則」という。）及び環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業交付金交付要綱（平成 18 年京都府告示第 504 号。以下「交付要綱」という。）を補完し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において使用する用語の意義は、交付要綱において使用する用語の例によるものとする。

- 2 この要領において「構造材等」とは、交付要綱第 2 条第 1 項第 8 号に規定する内装材以外の認証木材をいう。
- 3 交付要綱第 2 条第 1 項第 1 号に規定する知事が別に定める法人とは、京都府産木材認証制度実施要綱（平成 16 年 12 月 28 日農林水産部長通知。以下「実施要綱」という。）第 3 条の規定により知事から指定を受けた法人とする。
- 4 交付要綱第 2 条第 1 項第 1 号に規定する知事が別に定める計算基準とは、京都府ウッドマイレージ CO2 計算基準（平成 17 年 1 月 5 日付け 6 林第 597-2 号林務課長通知）をいう。
- 5 交付要綱第 2 条第 1 項第 2 号に規定する知事が別に定める者とは、実施要綱第 19 条の規定により知事から登録を受けた緑の工務店とする。
- 6 交付要綱第 2 条第 1 項第 3 号に規定する知事が別に定める者とは、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。
 - (1) 京都府内又は京都府に隣接する府県内に事業所を置き、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）その他法令を遵守していること。
 - (2) 住宅等を建設した実績を有すること。
 - (3) 建設業法第 8 条各号に掲げる欠格要件に該当しないこと。
 - (4) 府税の滞納がないこと。

- (5) 法人である場合は取締役、執行役、その業務を執行する社員又はこれに準じる者のうち常勤である者の1人以上が、個人である場合はその者又はその支配人のうち1人以上が住宅等の建築に関して経營業務の管理責任者としての経験を有すること。
- 7 交付要綱第2条第1項第4号に規定する知事が別に定める児童福祉施設等とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項の各号に掲げる事業を行う施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園とする。
- 8 交付要綱第2条第1項第6号に規定する知事が別に定める要件に該当する住宅等とは、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
- (1) 交付申請時において、3人以上の子ども及びその保護者の居住の用に供するためのものであること。
- (2) 3人以上の子ども及びその保護者が当該住宅等に同居すること。
- 9 交付要綱第2条第1項第7号に規定する内装は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 押入及び収納部分（屋根裏収納を含む。）の床面、壁面及び天井面でないこと。
- (2) 階段部分（踏板、蹴込み板及び踊り場板等）でないこと。
- (3) 作りつけの家具及び収納に覆われた部分でないこと。
- 10 交付要綱第2条第1項第8号に規定する知事が別に定める要件を満たすものとは、居室内に面する部分を構成する層の厚さが12ミリメートル以上である板類をいう。
- 11 交付要綱別表1の項の(1)のイに規定する知事が別に定める方法とは、建築期間中、認証木材を使用している住宅等である旨の標識等を設置することその他知事が認めるものをいう。

（事業計画書）

- 第3 緑の工務店及び特定事業者（以下「緑の工務店等」という。）は、別記第1号様式により、事業計画書に、次に掲げる書類を添付し、知事に提出してその承認を受けなければならないものとする。
- (1) 認証木材等使用明細書（認証木材等の使用部分が分かるように明示した明細書など）
- (2) 住宅等の設計図（別表1に定めるもの）
- (3) 住宅等の所在地を表示した位置図
- (4) 多子世帯用交付対象住宅等に関する確認書（別記第4号様式）（多子世帯用交付対象住宅等に係る事業計画である場合）
- 2 特定事業者においては、前項の各号に掲げる書類と次の各号に掲げる書類を併せて添付するものとする。
- (1) 住宅等の契約書又は見積書等の写し
- (2) 府税の納税証明書（滞納がないことの証明書）（各年度の初回申請時のみ添付）
- (3) 誓約書（別記第7号様式）（各年度の初回申請時のみ添付）

（事業計画の変更及び辞退）

- 第4 緑の工務店等は、交付申請予定額の増加又は3割を超える減少が生じる場合においては、遅滞なく、別記第1号様式により、変更事業計画書を知事に提出するものとする。
- 2 第3の規定は、前項の規定により変更事業計画書を提出する場合について準用する。
- 3 緑の工務店等は、事業計画書の提出後に交付金の申請を辞退する場合においては、別記第2号様式により、辞退届を知事に提出するものとする。

（交付申請書）

- 第5 緑の工務店等は、第3第1項の規定による承認の日から3箇月を経過した日以後

であって、かつ、交付対象住宅等の認証木材に係る工事の完了後、当該完了の日から1年以内に、別記第3号様式により、交付要綱第6条に規定する交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 第2第3項の法人が発行する「京都府産木材証明書及びウッドマイレージ CO₂ 計算書」の写し
- (2) 認証木材を使用した施工状況の写真及び普及啓発状況の写真
- (3) 北山丸太製品又は京銘竹製品を使用した施工状況の写真、北山丸太製品又は京銘竹製品であることが確認できる書類及び購入金額を確認できる書類（北山丸太製品又は京銘竹製品を使用した場合）
- (4) 認証木材等使用確認書（別記第6号様式）
- (5) 認証木材等使用明細書（第3第1項第1号の明細書に変更がある場合）
- (6) 住宅等の完成図（第3第1項第2号の図面に変更がある場合）
- (7) 交付金額計算書（別記第8号様式）（構造材等のみを使用した場合は省略可）

（完成検査）

第6 知事は、交付要綱第6条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、遅滞なく完成検査を行うものとする。

2 振興局等の職員は、完成検査後、その結果を別記第5号様式により振興局等の長あて報告しなければならない。

（交付対象住宅等）

第7 住宅等と一体的に建築される府内産木材を使用した建築物にあっては、住宅等が延床面積の過半を占める場合は全体を、住宅等以外の部分が過半を占める場合は住宅等の部分のみを交付対象住宅等とする。

（協力義務）

第8 緑の工務店等は、知事が第6に規定する完成検査又は第2第3項の法人が証明書を発行する調査等を行う場合、これらに協力しなければならないものとする。

（書類の提出）

第9 この要領に定める書類は、交付対象住宅等の所在地を所管する振興局等の長に正本1部を提出しなければならない。

別表1（第3関係）

住宅等の設計図	認証木材等	内装材
	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・立面図 ・伏図（基礎・各階・小屋） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・室内展開図（壁面に内装材を使用した室内のみ） ・天井伏図（天井面に内装材を使用した室内のみ） <p>（各図面内に内装材使用箇所を明示し、使用面積計算の根拠を求積表として図面内に記入すること。）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・各1部 ・住宅等の全体及び認証木材等の使用部分が確認できる図面であること。 	

附 則（平成 18 年 9 月 1 日 8 林第 356 号農林水産部長通知）

- 1 この要領は、平成 18 年度交付金から適用する。
- 2 交付要綱附則第 2 項に規定する知事が別に定める必要な書類は、第 7 の申請書を提出する際に第 3 第 1 項の各号に定める書類を添付するものとする。
- 3 第 6 の中間確認については、平成 18 年 9 月 30 日までに建築の工事に着手した交付対象住宅については、中間確認を省略することができる。

附 則（平成 22 年 10 月 22 日 2 林第 394 号）

- 1 この要領は、平成 22 年 10 月 22 日から施行し、平成 22 年 7 月 21 日以降に建築に着手した交付対象住宅等に対して適用する。
- 2 交付要綱附則第 2 項に規定する知事が別に定める必要な書類は、第 3 に定める書類を添付するものとする。

附 則（平成 25 年 11 月 1 日 5 林第 606 号）

- 1 この要領は、平成 25 年 11 月 1 日から施行し、この改正後の環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業交付金実施要領の規定は、同年 4 月 1 日以後に事業計画書を提出した者（この施行の前日に交付申請（当該事業計画書に係るものに限る。）を行った者を除く。）について適用する。
- 2 平成 25 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までに内装の仕上げ工事（内装の仕上げ工事のみが交付対象事業であるものに限る。）に着手した者については、事業計画書の提出期限に限り、第 3 の規定を適用しない。この場合において、規則第 5 条の申請に必要な書類の提出物は、遅滞なく知事に提出するものとする。
- 3 平成 25 年 11 月 1 日から同年 12 月 27 日までに交付申請（内装の仕上げ工事を交付対象事業とするものに限る。）を行うものについては、第 4 第 1 項の規定は適用しない。

附 則（平成 27 年 4 月 21 日 7 林第 240 号）

- 1 この要領は、平成 27 年度分の交付金から適用する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日から同年 4 月 20 日までに認証木材に係る工事に着手した者については、当該工事に着手後であっても第 3 に規定する交付申請書の提出を認めるものとする。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日 7 林第 725 号）

この要領は、平成 27 年 12 月 28 日から施行し、この改正後の環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業実施要領の規定は、平成 28 年度分の交付金から適用する。

附 則（平成 28 年 8 月 23 日 8 林第 486 号）

この要領は、平成 28 年 8 月 23 日から施行し、この改正後の環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業交付金実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に交付申請書を提出した者について適用する。